

# 国民健康保険税徴収方法の変更について

国民健康保険税のお支払い方法が、年金引きの対象になったときは、「年金引き」か「口座振替」をお選びいただけます。

(※納付書によるお支払い変更はできません。関連法令：地方税法施行令第56条の89の2第3項4号)

## どういう人が年金引きされるの？

次の条件をすべて満たす人が対象です。

- ・ 国保加入者全員が65歳～74歳である世帯の世帯主で、自身も国保に加入している人
- ・ 引き落としの対象となる年金の受給額が年間18万円以上で、かつ国保税と介護保険料の合計額がその年金受給額の2分の1以下の人

条件が満たされれば、自動的に年金引きに変更になります（ただし、条件が満たされてから年金引きが始まるまで、6か月から1年程かかります）。年金引きでかまわない場合は、手続き等は必要ありませんが、年金引きを希望しない場合は、手続きが必要になります。

### 【年金引きを希望しない場合】

口座振替（各金融機関窓口へ）と徴収方法変更申出書の提出（市窓口へ）の手続きが必要になります。下記の【**口座振替を選択する手順**】により手続きをお願いします。

ただし、保険税の納付状況によっては、口座振替が認められない場合があります。

不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

税務課保険税係 Tel. 0993-22-2111 (内線224・225)

### 【口座振替を選択する手順】

#### ① 金融機関で口座振替の手続きを行う。

(既に国民健康保険税が口座振替になっている方は、裏面の申出書の提出だけで結構です)

##### ●手続きに必要なもの

- ・ 口座振替依頼書（申込用紙は各金融機関に備えてあります。）
- ・ 振替を行う預金口座の通帳とお届け印
- ・ 国民健康保険証又は賦課決定通知書

#### ② 税務課窓口で年金引き停止の手続きを行う。

(指宿・山川・開間の各庁舎でお受けします。)

##### ●手続きに必要なもの

- ・ ①の手続きで行った口座振替依頼書の本人控え
- ・ 徴収方法変更申出書（裏面の申出書に署名をして提出ください。)

※ 手続き後、年金引きを停止するのに、2～3か月かかります。ご了承ください。

口座振替の手続きができる金融機関等

・ いぶすき農業協同組合	・ (株)鹿児島銀行	・ (株)南日本銀行
・ 鹿児島信用金庫	・ 鹿児島相互信用金庫	・ 九州信用漁業協同組合連合会
・ 九州労働金庫	・ ゆうちょ銀行	

## ご注意いただきたいこと

- 年金引きの対象となるのは、次の①から④の条件をすべて満たす人です。
  - ① 国保加入者である世帯主であること（擬制世帯主ではない）
  - ② 世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳未満であること
  - ③ 引き落としの対象となる年金(※)の受給額が年額18万円以上であること
  - ④ 年金支給月に差し引かれることになる、国保税と介護保険料の合計額が、支給される年金額の2分の1以下であること

※ 年金引きの対象となる年金は、1人1種類のみです。国民年金と厚生年金など、複数の年金を受給している場合、そのうち1つが対象となりますが、どの年金が対象になるかは、優先順位が定められており、指定することはできません（国民年金が最優先）。このため、年金総額が高額な人でも、年金引きに該当しないことがあります。
- 1の条件を満たしてから年金引きが始まるまで、6か月から1年程かかります。年金引きが開始されるまでの間は、納付書又は口座振替によりお支払いいただきますのでご了承ください。
- 徴収方法変更のお手続きをしていただくと、年金引きは行われず、口座振替によりお支払いいただくこととなります。ただし、手続きから年金引き中止までは2、3か月かかりますので、手続きの時期によっては、年金から引かれてしまう場合があります。また、これまでの納付状況等によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。
- 国保税が年金から引かれた場合、所得税や住民税の申告における社会保険料控除は、世帯主にしか適用されませんが、口座振替の場合、その社会保険料控除は、実際に支払った人に適用されます。これにより、世帯主以外の人所得税や住民税を軽減できる場合があります。

..... (きりとり) .....

### 国民健康保険税徴収方法変更申出書

年 月 日

指宿市長 様

(世帯主)

住 所

氏 名

電 話 番 号

— —

通 知 書 番 号

国民健康保険税の徴収方法について、次のとおり申し出ます。

- 特別徴収から普通徴収（口座振替）による徴収方法への変更を申し出ます。  
なお、口座振替変更後に納付が滞った場合は、特別徴収による納付に変更することに同意します。
- 普通徴収（口座振替）から特別徴収による徴収方法への変更を申し出ます。

【市使用欄】

※ 1については、手続き済みの指宿市口座振替依頼書の写しを添付してください。